

議案第14号

川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成22年 2月17日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例

川崎市乗合自動車乗車料条例（昭和25年川崎市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 回数乗車料金

回数乗車券	200円券23枚		
		つづり	4,000円
	100円券1枚		
	200円券11枚		
		つづり	2,000円
	100円券1枚		
	100円券23枚	つづり	2,000円
	50円券23枚	つづり	1,000円

(4) 定期乗車料金

通勤定期乗車券	1箇月	9,000円
	3箇月	25,650円
	6箇月	48,600円
特殊通勤定期乗車券	1箇月	6,300円

	3 箇月	1 7, 9 6 0 円
	6 箇月	3 4, 0 2 0 円
通学定期乗車券（甲）	1 箇月	7, 2 0 0 円
	3 箇月	2 0, 5 2 0 円
	6 箇月	3 8, 8 8 0 円
通学定期乗車券（乙）	1 箇月	2, 3 7 0 円
	3 箇月	6, 7 5 0 円
	6 箇月	1 2, 8 0 0 円
特殊通学定期乗車券（甲）	1 箇月	5, 0 4 0 円
	3 箇月	1 4, 3 6 0 円
	6 箇月	2 7, 2 2 0 円
特殊通学定期乗車券（乙）	1 箇月	1, 6 6 0 円
	3 箇月	4, 7 3 0 円
	6 箇月	8, 9 6 0 円

第 2 条第 2 項中「及びカード回数乗車券（以下「共通カード回数乗車券」という。）」を削り、同条第 4 項中「、第 2 項に規定する共通カード回数乗車券の料金については第 1 項第 3 号に規定する種類のカード回数乗車券に応じた料金を」を削る。

第 7 条中「一に」を「いずれかに」に改め、第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 2 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の改正規定（第 4 号に係る部分に限る。）は、同年 6 月 1 7 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に発行されたカード回数乗車券については、平成22年10月31日までの間、引き続き使用することができる。
- 3 平成22年11月1日以後において、カード回数乗車券の乗車料金を還付する場合は、川崎市乗合自動車乗車料条例第6条の2の規定にかかわらず、手数料を徴収しない。

参考資料

制 定 要 旨

カード回数乗車券を廃止し、及び通用期間を6箇月とする定期乗車券を新たに発行するため、この条例を制定するものである。